

第4章 競争環境の整備

第1 ガイドラインの策定等

1 概説

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体の適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示したガイドラインを策定している。

令和3年度においては、主に以下のガイドラインの策定・改正に取り組んだ。

2 「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正

(1) 経緯

公正取引委員会は、フランチャイザー（以下「本部」という。）とフランチャイジー（以下「加盟者」という。）の取引において、どのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体的に明らかにすることにより、本部の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な事業活動の展開に役立てるために、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（平成14年4月24日公正取引委員会）を策定している。

公正取引委員会は、フランチャイズ・システムを用いて事業活動を行うコンビニエンスストアの本部と加盟者との取引等について、大規模な実態調査を実施し、令和2年9月2日に報告書を公表した。当該調査の結果、今なお多くの取り組むべき課題が明らかとなったため、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」を改正し、令和3年4月28日に公表した。

(2) 主な改正内容

ア 本部の加盟者募集

「ぎまん的顧客誘引」に該当する行為の未然防止の観点から、本部がドミナント出店（加盟者店舗の周辺地域への追加出店）を行う際には配慮する旨を提示する場合や予想売上げ等を提示する場合における留意点、人手不足等の経営に悪影響を与える情報の提示に関する記載等を追加した。

イ フランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引

「優越的地位の濫用」に該当する行為の未然防止の観点から、違反想定事例の記載の中に、本部が加盟者の意思に反する発注を行うことによる仕入数量の強制、営業時間の短縮に係る協議拒絶及び事前の取決めに反するドミナント出店等の事例を追加した。

3 「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」の策定

公正取引委員会及び経済産業省は、スタートアップと連携事業者との間であるべき契約

の姿・考え方を示すことを目的とし、令和3年3月29日、「スタートアップとの事業連携に関する指針」を策定した。

その後、出資に係る取引慣行の重要性に鑑み、「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、スタートアップと出資者との契約の適正化に向けて、新たなガイドラインを策定することとされた。

これを受けて、公正取引委員会及び経済産業省は、「スタートアップとの事業連携に関する指針」を改正し、令和4年3月31日、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」を策定した。

本指針は、スタートアップと連携事業者との契約・取引に加え、スタートアップと出資者との出資契約について、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」（令和2年11月27日公正取引委員会）に基づく事例及び独占禁止法・競争政策上の考え方とともに、問題の背景及び解決の方向性を示した。

（詳細については令和4年3月31日報道発表資料「「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（案）」に関する意見募集の結果について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220331.html>



4 「適正な電力取引についての指針」の改定

(1) 経緯

公正取引委員会は、経済産業省と共同して、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を平成11年12月に作成・公表し、随時改定している。

令和2年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号）が成立し、配電事業者及び特定卸供給事業者が電気事業法上新たに位置付けられること等に伴い、令和4年3月31日に本指針を改定した。

(2) 改定内容

これらの制度改正に伴い想定される独占禁止法上の問題点について、以下の事項を追加した。

ア 配電事業者に対する差別取扱い

一般送配電事業者が、送配電等業務等を行うに当たり、特定の配電事業者と他の配電事業者を差別的に取り扱うことは、他の配電事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、私的独占、取引拒絶、差別取扱い等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

イ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止等

一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た特定卸供給事業者に関する情報を、当該一般送配電事業者の特定関係事業者においてその事業活動に不当に利用することは、当該特定卸供給事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、私的独占、取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

また、一般送配電事業者が、送配電等業務等を行うに当たり、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の特定卸供給事業者を差別的に取り扱うことは、他の特定卸供給事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、私的独占、取引拒絶、差別取扱い等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

第2 実態調査

1 概説

公正取引委員会は、様々な実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、独占禁止法・競争政策上の問題点・論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことや、制度所管省庁による規制や制度の見直しなどを提言することを通じ、競争環境の整備を図っている。

令和3年度においては、主に以下の実態調査を実施した。

2 携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）

携帯電話は、国民生活に必要不可欠なものであり、家計に占める携帯電話通信料の割合はこれまで増加傾向にあったことから、料金の低廉化・サービスの向上を図るために競争環境を整備することは、政府の重要な課題となっている。

公正取引委員会は、平成28年8月と平成30年6月に「携帯電話市場における競争政策上の課題について」実態調査報告書を公表したが、平成30年度報告書の公表以降、携帯電話市場においては、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行され、また、新たな通信事業者がMNO（Mobile Network Operator）（注1）として参入するなど、競争環境に様々な変化が生じている。

このため、携帯電話市場の競争状況を把握し、競争政策上の問題を検討するため、平成30年度報告書のフォローアップを含めた調査を行い、令和3年6月10日に報告書を公表した。

本調査において、平成30年度報告書で取り上げた事項についてのフォローアップに加え、消費者が最適な料金プランを選びやすい環境の整備に向けた課題、携帯電話端末に係る課題、MVNO（Mobile Virtual Network Operator）（注2）の競争環境の確保に向けた課題、MNOと販売代理店との取引に関する課題等について、競争政策上及び独占禁止法上の考え方を明らかにした。

また、今回の調査の結果において、MNOと販売代理店との取引について、独占禁止法上問題となり得る実態が確認されたため、MNO3社に対して、自主的な点検及び改善を行い、点検結果と改善内容を公正取引委員会に報告することを要請した。

(注1) MNOとは、電気通信役務としての移動体通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）又は運用している者である。

(注2) MVNOとは、①MNOの提供する移動体通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者である。

（詳細については令和3年6月10日報道発表資料「携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12151012/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210610.html>



3 新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握

自社の発行する株式を金融商品取引所に初めて上場する新規株式公開（以下「IPO」という。）は、企業にとって、その知名度や社会的信用力を向上させることや、社内管理体制を充実させ、従業員の士気を向上させるだけでなく、重要な資金調達の手段にもなっている。

令和3年6月18日に閣議決定された「成長戦略実行計画」では、日本のIPOについて、上場後初めて市場で成立する株価（初値）が、上場時に新規上場会社（IPOを行う企業をいう。以下同じ。）が株式を売り出す価格（公開価格）を大幅に上回っており、公開価格で株式を取得した特定の投資家が差益を得るが、新規上場会社には直接の利益が及ばず、同じ発行株数でより多額の資金調達をし得たはずであったことが指摘されており、こうした点を踏まえ、IPO時の公開価格設定プロセスの在り方について、実態把握を行い、見直しを図ることとされている。また、令和3年11月8日に新しい資本主義実現会議が決定した「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」においても、同趣旨の指摘がなされている。

新規上場会社の企業の価値や需要に見合った公開価格が設定されること等により、新規上場会社が、自らの事業を成長させていくために必要な資金を調達しやすくし、市場における成長を促進する環境を整えることは、ひいては我が国の経済全体の活性化につながると考えられ、競争政策上望ましい。

こうした問題意識の下、公正取引委員会では、初値が公開価格を大幅に上回る要因となり得ると考えられる事項について実態把握を行い、令和4年1月28日に報告書を公表した。

本報告書において、公開価格の設定に係る実態、上場のための選択肢の多様性に係る実態及びIPOに係る取引慣行における独占禁止法上の論点について、競争政策上及び独占禁止法上の考え方を明らかにした。

(詳細については令和4年1月28日報道発表資料「新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12151012/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220128_IPO.html



4 官公庁における情報システム調達に関する実態調査

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、行政のデジタル化の推進が喫緊の課題となっているところ、政府は、国民の利便性の向上等に資するデジタル社会の実現に向け、デジタル庁を発足させるなどその実現に向けた改革に取り組んでいる。

公正取引委員会は、こうした政府全体の取組を踏まえつつ、競争政策の観点から、今後の情報システム調達について、ベンダーロックイン（注）が回避されることなどにより、多様なシステムベンダーが参入しやすい環境を整備することが重要であるとの認識の下、国の機関及び地方公共団体における情報システム調達の実態を把握するための調査を行い、令和4年2月8日に報告書を公表した。

本報告書において、情報システムの疎結合化、オープンな仕様の設計・情報システムのオープンソース化、組織・人員体制の整備等について、競争政策上及び独占禁止法上の考え方を明らかにした。

(注)「ベンダーロックイン」とは、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態のことをいう。

(詳細については令和4年2月8日報道発表資料「官公庁における情報システム調達に関する実態調査について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12151012/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220208_system.html



5 クレジットカードの取引に関する実態調査

近年、我が国におけるキャッシュレス決済額の大半はクレジットカードによるものであり、また、クレジットカードによる決済額は増加傾向にある。政府としても、キャッシュレス決済比率を更に増やしていくとの方針を掲げており、クレジットカードによる決済額は今後も増えていくことが予想されたことから、公正取引委員会は、国際ブランドとクレ

ジットカード会社との取引実態等に関する調査を行い、平成31年3月に「クレジットカードに関する取引実態調査報告書」を公表し、独占禁止法・競争政策上の考え方を取りまとめた。

その後、「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、「我が国では、キャッシュレス決済導入の拡大への課題の一つとして、クレジットカード加盟店手数料が高額であることが指摘されている。ヒアリングによると、加盟店手数料の約7割をインターチェンジフィー（クレジットカードでの決済があった際に、お店と契約する決済会社が、利用者と契約する決済会社に支払う手数料）が占めている。こうした点を踏まえ、公正取引委員会による調査…（略）…を実施する」とされた。

公正取引委員会は、このような状況を踏まえ、インターチェンジフィーの標準料率の公開状況等を把握するとともに、クレジットカード市場における競争政策上の課題の有無を明らかにするため、今般、クレジットカードの取引に関する実態調査を実施し、令和4年4月8日、「クレジットカードの取引に関する実態調査報告書」を公表した。

本報告書は、加盟店・クレジットカード会社間の加盟店手数料の交渉や、クレジットカード会社間の競争を促進する観点から、インターチェンジフィーの標準料率を定めている国際ブランドにあっては、我が国においても、標準料率を公開することが適当であるとの考え方を示した。また、カード発行市場における国際ブランド間の公正な競争条件を確保するとともに、クレジットカード市場全体の透明性を高める観点から、国際ブランドにあっては、標準料率を定めているか否かにかかわらず、インターチェンジフィー又はイシュー手数料の平均的な料率を公開することが望ましいとの考え方を示した。

（詳細については令和4年4月8日報道発表資料「クレジットカードの取引に関する実態調査について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12251762/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/apr/220408.html>



第3 デジタル市場競争会議

内閣に設置されたデジタル市場競争本部の下、デジタル市場に関する重要事項の調査審議等を実施するため、デジタル市場競争会議が開催されている。当該会議は、内閣官房長官が議長を務め、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、公正取引委員会委員長も構成員となっている。

令和3年4月27日に開催された第5回デジタル市場競争会議では、同年2月17日に公正取引委員会が公表した「デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書」の内容を踏まえ、「デジタル広告市場の競争評価最終報告」が取りまとめられた。また、令和4年4月26日に開催された第6回デジタル市場競争会議では、「モバイル・エコシステムに関する

競争評価中間報告」及び「新たな顧客接点（ボイスアシスタント及びウェアラブル）に関する競争評価中間報告」が取りまとめられた。

第4 独占禁止法適用除外の見直し等

1 独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。他方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

(1) 独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は、知的財産権の行使行為（同法第21条）、一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）をそれぞれ同法の規定の適用除外としている。

(2) 個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において、特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては、令和3年度末現在、保険業法等17の法律がある。

2 適用除外の見直し等

適用除外の多くは、昭和20年代から昭和30年代にかけて、産業の育成・強化、国際競争力強化のための企業経営の安定、合理化等を達成するため、各産業分野において創設されてきたが、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから、その見直しが行われてきた。

平成9年7月20日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）が施行され、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで、平成11年7月23日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに、平成12年6月19日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され、自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては、平成25年10月1日、消費税転嫁対策特別措置法が施行され、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また、

平成26年1月27日、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され、認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

その後、令和2年11月27日に、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）が施行され、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行等（特定地域基盤企業等）の合併その他の行為について、適用除外の規定が設けられた。

なお、令和4年1月1日に、著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が施行され、これまで適用除外の対象であった商業用レコードの二次使用料等に関する取決めに加え、放送番組のインターネット同時配信等（注）を行うに当たり、集中管理等が行われておらず、文化庁長官が定める方法により円滑な許諾に必要な情報が公開されていない商業用レコードや映像実演等について権利者に支払う通常の使用料額に相当する補償金等に関する取決めにについても適用除外の対象となった。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外は、令和3年度末現在、17法律23制度となっている。

（注） 「同時配信」のほか、「追っかけ配信」（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の「見逃し配信」（番組の放送間隔・有線放送間隔に応じて文化庁長官が定める期間内に行われるもの）

3 適用除外カルテル等

(1) 概要

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、価格、数量、販路等のカルテルを禁止しているが、その一方で、他の政策目的を達成するなどの観点から、個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で、特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは、当該事業の特殊性のため（保険業法（平成7年法律第105号）に基づく保険カルテル）、地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法（昭和26年法律第183号）等）に基づく運輸カルテル）など、様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては、一般に、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行って、主務大臣が認可を行うこととなっている。

また、適用除外カルテルの認可に当たっては、一般に、当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか、当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう、カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと、不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに、このような適用除外カルテルについては、不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする、いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し、又は当委員会の同意を得、若しくは当委員会に協議若しく

は通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は、昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づくカルテルのように、同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に、同一業種についてのカルテルを1件として算定すると、件数は415件）をピークに減少傾向にあり、また、適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり、令和3年度末現在、36件となっている（内訳は附属資料3－2表を参照）。

(2) 個別法に基づく適用除外カルテル等の動向

令和3年度において、個別法に基づき主務大臣が公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行うこととされている適用除外カルテル等の処理状況及びこのうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテル等の動向は、第1表のとおりである。

第1表 令和3年度における適用除外カルテル等の処理状況

法律名	カルテル等の内容		根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条第1項 第1号、第102条	第101条	同意（第105条第1項）	0	所要の検討を行った結果、同意した。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保険				2 (変更2)	
		地震保険				1 (変更1)	
		船舶保険	第101条第1項 第2号、第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険（対人賠償、自損事故及び無保険車傷害保険部分）				0	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	
		損害保険料率算出団体に関する法律	算出基準料率の			自動車損害賠償責任保険	
地震保険	1 (変更1)						
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	施設、容器その他の販売方法の規制		第42条第5号、第43条	第93条	協議（第94条第1項）	0	－
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め		第 93 条 の 3、 第94条、 第 94 条 の 3、 第95条、 第 95 条 の 3、 第 96 条 の 3、 第97条、 第97条の3	第93条の3、 第95条	通知（施行令第45条の6第2項、第49条の2第2項）	10	－
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金、価格、営業方法の制限		第8条、第9条	第10条	協議（第13条第1項）	0	－
輸出入取引法	輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の協定等		第5条、第11条第2項、	第33条	通知（第34条第1項）	0	－
道路運送法	生活路線確保のための共同経営、旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営		第18条、第19条	第18条	協議（第19条の3第1項）	3 (締結3)	所要の検討を行った結果、異議ない旨回答した。

法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
航空法	<国内>生活路線確保のための共同経営	第110条第1号、第111条	第110条	協議（第111条の3第1項）	0	—
	<国際>公衆の利便を増進するための連絡運輸、運賃その他の運輸に関する協定	第110条第2号、第111条	第110条	通知（第111条の3第2項）	0	—
海上運送法	<内航>生活航路確保のための共同経営、利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条第1～3号、第29条	第28条	協議（第29条の3第1項）	3 (締結2) (変更1)	所要の検討を行った結果、異議ない旨回答した。
	<外航>運賃、料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条第4号、第29条の2	第28条	通知（第29条の4第1項）	57 (締結8) (変更49)	—
内航海運組合法	運賃、料金、運送条件、配船船腹、保有船腹等の調整等	第8条第1項第1～6号、第10条、第12条	第18条	協議（第65条第1項）	0	—
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知（第8条の6第1項）	1 (計画の作成1)	—
地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律	特定地域基盤企業等の合併等	第3条、第5条	第3条第1項	協議（第5条第2項）	1	所要の検討を行った結果、異議ない旨等回答した。
	地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営に関する協定の締結	第9条、第11条	第9条第2項	協議（第11条第2項）	5 (締結3) (変更2)	所要の検討を行った結果、異議ない旨等回答した。

ア 保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は

- ① 航空保険事業、原子力保険事業、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険に関する法律（昭和41年法

律第73号)に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

② ①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為を行う場合又はその内容を変更しようとする場合には、金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は、認可をする際には、公正取引委員会の同意を得ることとされている。

また、損害保険会社は、①及び②の保険について、共同行為を廃止した場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和3年度において、金融庁長官から同意を求められたものは3件であった。また、令和3年度末における同法に基づくカルテルは8件である。

イ 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は、自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合又は変更しようとする場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和3年度において、金融庁長官から通知を受けたものは1件であった。また、令和3年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

ウ 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については、毎年、その請求額を文化庁長官が指定する著作権等管理事業者又は団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めるとされており、指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和3年度において、文化庁長官から通知を受けたものは10件であった。

エ 道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の一般乗合旅客自動車運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和3年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは3件であった。また、令和3年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

オ 航空法に基づくカルテル

(ア) 国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和3年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、令和3年度末における同法に基づくカルテルはない。

(イ) 国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和3年度において、国土交通大臣から通知を受けたものはなかった。

カ 海上運送法に基づくカルテル

(ア) 内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため、又は貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、定期航路事業者は、他の定期航路事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和3年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは3件であった。また、令和3年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

(イ) 外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者は、他の船舶運航事業者と、運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和3年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは57件であった。

キ 内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には、調整規程又は団体協約を設定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和3年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、令和

3年度末における同法に基づくカルテルは1件である。

ク 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると認められる特定地域において、一般乗用旅客自動車運送事業者等により組織された協議会は、当該地域において削減すべき供給輸送力やその削減方法等を定める特定地域計画を作成し、当該計画に合意した一般乗用旅客自動車運送事業者はこれに従い、供給輸送力の削減を行わなければならない。この計画の作成・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和3年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは1件であった。また、令和3年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

ケ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律に基づく合併及び共同経営

(ア) 特定地域基盤企業等の合併等

特定地域基盤企業等が合併等を行う場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。主務大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和3年度において、主務大臣から協議を受けたものは1件であった。

(イ) 地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営に関する協定の締結

地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が、共同経営に関する協定の締結等を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和3年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは5件であった。また、令和3年度末における同法に基づくカルテルは5件である。

4 協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第1号）等同条各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、同法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は、その組合員たる事業者が、①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）

を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合、独占禁止法の適用に際しては、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされる（中協法第7条第1項）。

一方、協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には、公正取引委員会は、その協同組合が独占禁止法第22条第1号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第7条第2項）、これらの協同組合に対し、当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第7条第3項）。

この中協法第7条第3項の規定に基づく届出件数は、令和3年度において、211件であった（第2表及び附属資料3－11表参照）。

第2表 協同組合届出件数の推移

年度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
協同組合届出件数	184	187	227	235	273	240	294	304	214	211

5 著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）に該当し、同法第19条に違反するものであるが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDをいう。以下同じ。）については、例外的に同法の適用が除外されている。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外の取扱いについて、国民各層から意見を求めるなどして検討を進め、平成13年3月、当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えたとの結論を得るに至った（第3表参照）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう、著作物6品目の流通・取引慣行の実態を調査し、関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに、関係業界における運用の弾力化の取組等、著作物6品目の流通についての意見交換を行うため、当委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け、平成13年12月から平成20年6月までの間に8回の会合を開催した。平成22年度からは、著作物再販協議会に代わって、関係業界に対する著作物再販ヒアリング等を実施し、関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第3表 著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年3月23日）

- (1) 著作物再販制度は、独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり、競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考ええる。

しかしながら、国民各層から寄せられた意見をみると、著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面、文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考ええる。

- (2) 著作物再販制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請する。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方途を検討するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないよう著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

- (3) また、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、従来公正取引委員会が解釈・運用してきた6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）に限ることとする。

第5 競争評価に関する取組

1 競争評価の本格的実施

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、規制の事前評価において、競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）も行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されてきた。

平成29年7月28日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され、競争評価については、公正取引委員会が定める手法により把握すること、また、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要であるなどとされたことを受け、当委員会は、競争評価の手法として、同月31日に「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」及

び競争評価の具体的な手法である「競争評価チェックリスト」を作成し、公表した。また、これらを補完するものとして「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」を同年9月26日に公表し、その後、令和元年6月27日に、各府省における競争評価の実施状況を踏まえ、説明を追加する等の改訂を行った。改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等が平成29年10月1日に施行されたことに伴い、競争評価も同日から本格的に実施された。規制の事前評価における競争評価において、各府省は、競争評価チェックリストを作成し、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、受領した競争評価チェックリストを当委員会へ送付することとされている。

公正取引委員会は、令和3年度においては、総務省から競争評価チェックリストを109件受領し、その内容を精査した。また、各府省における競争評価のより適切な実施の促進を目的として、競争評価の手法の改善等を検討するため、経済学や規制の政策評価の知見を有する有識者による競争評価検討会議を令和3年度において3回開催した。

2 競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について、随時、相談を受け付けている。

第6 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止の徹底を図っている。

また、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。令和3年度においては、国の本府省庁との連絡担当官会議を令和3年12月1日に開催するとともに、国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。令和3年度においては、研修会を全国で30回開催するとともに、国、地方公共団体及び特定法人（注）に対して187件の講師の派遣を行った。

（注）国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人及び特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令で定めるもの等を除く。）をいう。

第7 独占的状态調査

独占禁止法第8条の4は、独占的状态に対する措置について定めている。公正取引委員会は、同条の規定の適切な運用を図るため、「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」（昭和52年公正取引委員会事務局）において、独占禁止法第2条第7項に規定する独占的状态に係る要件のうち市場構造要件（国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件）の考え方を明らかにしている。

市場構造要件に係る事業活動及び経済実態については、これまで国内向け供給価額及び供給量に関する独自調査を実施してきたが、統計調査に係る報告者負担の軽減と業務の見直し・効率化を図るとの政府方針（統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定））も踏まえ、当該独自調査を実施しないこととした（平成30年11月13日公表）ところ、令和3年度においては、令和2年度に引き続き、政府統計情報等を活用しつつ、市場構造要件に係る事業活動及び経済実態に関する調査を実施した。